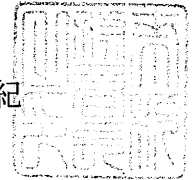


令和 5 年 1 月 16 日

近畿税理士会 南支部
支部長 城垣 圭一郎 様

南 税務署長
田中 雅紀



令和 4 年分確定申告に関するお願いについて

初春の候、貴職におかれましては、ますます御清栄のことと存じます。平素から、税務行政全般にわたりまして、深い御理解と多大な御協力を賜り、心より厚くお礼申し上げます。

貴会におかれましては、独立した公正な立場から、納税者の適正な申告・納税義務の実現のための施策を積極的に推進されているところであり、心より深く敬意を表する次第でございます。

さて、当局におきましては、税務行政を取り巻く環境の変化に的確に対応しながら、適正かつ公平な課税・徴収の実現や、納税者の利便性の向上を図るため、各種の施策に取り組んでいるところであります。

しかしながら、これらは税務当局の力だけで成し得るものではなく、貴会の御協力なくしては達成できないものと考えております。

つきましては、令和 4 年分の確定申告に際しまして、関与先納税者の適正決算（申告）指導、振替納税を中心としたキャッシュレス納付の推進、期限内納付指導、インボイス制度に係る登録申請書の早期提出に係る指導等に加え、各種相談会場への従事等につきましても、引き続き御配意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、各種会場の運営に当たりましては、新型コロナウイルス感染症を巡る現下の状況を踏まえ、令和 3 年分確定申告と同様、万全の感染症対策を講じて、「安心・安全な確定申告」に取り組むこととしております。貴会の皆様には、各種相談会場や確定申告コールセンターへの従事など、引き続き御支援・御協力をお願い申し上げます。

おって、e-Tax に関しましては、納税者の利便性の向上と事務の効率化に加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、更なる普及拡大に向けて取り組んでいるところであり、御自身の御利用及び関与先納税者等に対する利用勧奨並びに協議派遣方式による代理送信への取組につきまして、是非とも御対応していただきますようお願い申し上げます。